

文部科学大臣 様

## 学校図書館の充実を求める署名

子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母・保護者、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が強く求められています。学校図書館は、学習に必要な図書を提供するとともに、さまざまな図書館活動を通して児童・生徒が読書への関心を高めるなど、人間的な成長を促しています。学校図書館を充実させるためには、十分な図書費を保障するとともに、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

2024年6月、文部科学省は「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果を発表しました。学校司書の配置状況について、学校司書を配置している公立学校は、小学校72.0%（前回比+2.9ポイント）、中学校71.4%（同+5.5ポイント）、高校71.3%（同+4.9ポイント）と、一定の配置がすすみました。一方で、常勤の学校司書を配置している公立学校は、小学校2.4%（同-7.1ポイント）、中学校3.7%（同-5.8ポイント）、高校66.0%（同+10.5ポイント）と、公立小中学校において非常勤司書の割合が大きく増加しています。また、公立小中学校に配置されている非常勤司書の4割弱（37.4%）が複数校を兼務、うち、1.8%は6校以上を兼務といった実態が明らかになり、子どもたちの読書機会の減少、教育の質の低下などが懸念されます。

また、学校図書館図書標準の達成状況については、小学校71.2%（前回比+4.8ポイント）、中学校61.1%（前回比+5.8ポイント）と増加していますが、学校図書館としての機能を十分果たしていくためにも、今後、更なる充実が求められます。

2022年に策定された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」で小中学校の学校司書配置について国が地方財政措置を充実させたことは、学校司書の全校配置をさらにすすめる重要な施策といえます。同時に、学校図書館のいっそうの充実のためには、学校図書館法第6条の「専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない」とされたものを「置かなければならない」にするなど実効あるものとし、専任・専門・正規の学校司書の配置につなげていくことが必要です。

つきましては、以下の事項を早急に実現していただくよう求めます。

### 記

- 学校図書館に関わる予算を大幅に増額すること。特に、災害や統廃合などで整備ができていないところに十分に配慮すること。
- すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置できるよう、学校図書館法に学校司書を「置かなければならぬ職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
- 学校司書を、学校教育法、標準法など関係法規に位置づけること。
- 学校司書の全校配置をすすめるため、学校司書の配置に関する地方財政措置をさらに充実させること。
- 2022年に策定された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、計画に基づく経費に係る地方財政措置が地域間の格差が生じないよう、適切に措置されること。

| 氏 名 | 住 所(○○県△△市□□町 1-2-3-番地までお書きください) |
|-----|----------------------------------|
|     |                                  |
|     |                                  |
|     |                                  |
|     |                                  |
|     |                                  |
|     |                                  |

※この署名は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。

取扱い団体：全日本教職員組合・（

）教職員組合